

平成28年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

マドックIT導入補助金サービス

2次公募 交付申請期間：平成29年6月30日（金）17時まで

IT 導入補助金サービスとは

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、生産性の向上に資する要素として「IT の利活用」を設定した上で、こうした IT ツール（ソフトウェア、サービス等）のサービスを導入しようとする事業者に対して、その事業費等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者の経営力向上を図ることを目的としています。



① 補助金対象について

補助対象となる中小事業者等の申請をとりまとめ、ビジネスプロセスを抜本的に効率化すべく、単体機能での IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入支援ではなく、複数の機能をパッケージ化したサービスの導入支援を行うことで、生産性の向上効果を最大限引き出すものです。また、自社の強み・弱みを認識、分析し、生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者（※）が登録する IT ツールを、同事業者の提案を受けて検討した上で、こうした IT ツールを導入しようとする事業者に対して、当該 IT ツールの導入費用の一部を補助するものです。

（※）IT 導入支援事業者とは、補助事業者に対して、IT ツールの説明、導入、運用方法の相談等のサポートを実施する事業者のことを指します。

② 補助対象となる事業者

製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）、小売業、ゴム製品製造業（自動車又は、航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）その他の業種（上記以外）

※詳しくは、IT 導入支援事業者の「マドック」にご相談ください。

③ 補助率及び補助上限・下限額

補助対象経費の区分に対し補助率を乗じて得られた額の合計について、補助上限・下限額の範囲内で補助する。

補助金対象経費区分	サービス、ソフトウェア
補助率	2/3 以内
補助上限額・下限額	上限額：100万円 下限額：20万円

※補助金は、事務局から補助対象者に直接支払われます。

※補助金額の1円未満は切り捨てとなります。

● マドック IT 導入補助金サービスの内容

IT 導入支援事業者は、事務局等による審査の結果採択された事業者であり、IT 導入支援事業者が提供する IT ツールのみが補助対象となります。また、補助金の交付申請や実績報告等の手続を補助事業者に代わって行いますので、IT 導入支援事業者と相談していただきながら、申請等の手続を進めていただくこととなります。IT ツールを活かしたビジネスでチャンスを活かしましょう！詳しくは、マドックまでご相談ください。

マドック IT 導入補助金サービスのお問い合わせはこちらまで